

平成21年8月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 公売公告取消請求事件

判	決
原告	X
被告	国

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び請求の原因

本件の請求の趣旨及び請求の原因は、別紙「強制執行停止の申立書」と題する書面写し記載のとおりである(ただし、売却決定等の執行停止を求める同書面の「趣旨」1項については、既に、平成●●年(〇〇)第●●号執行停止申立事件として立件の上、却下決定がされているので、本件訴訟の請求の趣旨は、同書面の「趣旨」2項のみである。)。その記載によれば、本件は、同書面別紙記載の不動産(以下「本件不動産」という。)につき、東京国税局長が平成21年3月17日付けで行った公売公告(以下「本件公売公告」という。)の取消しを求める訴えと解することができる。

第2 答弁書における被告の答弁とその理由

被告は、本案前の答弁として、本件訴えを却下するとの判決を求め、その理由として、次のとおり主張している。

東京国税局長は、本件公売公告に基づき、平成21年6月16日午前10時

00分に、本件不動産の売却決定を行うことを予定していたところ、国税不服審判所長が上記日時までに本件公売公告の取消しを求める審査請求に対する裁決を行わなかったことから、国税通則法105条1項ただし書に該当するものと判断し、当該売却決定を行わなかった。

したがって、本件公売公告は、平成21年6月16日午前10時00分の経過により失効しており、原告には本件公売公告の取消しを求める訴えの利益はない。

第3 当裁判所の判断

1 本件記録によれば、本件公売公告は、売却決定の日時を平成21年6月16日午前10時00分としたものであるところ、東京国税局長は、本件公売公告に基づき、上記日時に本件不動産の売却決定を行うことを予定していたが、原告が同年5月25日に国税不服審判所長に対し本件公売公告等の取消しを求める審査請求をし、国税不服審判所長が同年6月16日午前10時00分までにその審査請求に対する裁決を行わなかったことから、国税通則法105条1項ただし書に該当するものと判断し、当該売却決定を行わなかったことが認められる。

そうすると、本件公売公告は、平成21年6月16日午前10時00分の経過により失効しているから、原告には本件公売公告の取消しを求める訴えの利益はないというべきである。

2 よって、本件訴えは不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかであるから、行政事件訴訟法7条、民訴法140条により、これを却下することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

杉原則彦

裁判官

波多江真史

裁判官

家原尚秀